

**第40回全国都市緑化仙台フェア観客誘致・広報宣伝・行催事等実施計画策定業務委託
公募型プロポーザル 募集要項**

1. 趣旨

本要項は、第40回全国都市緑化仙台フェア観客誘致・広報宣伝・行催事等実施計画策定業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにより特定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務委託件名

第40回全国都市緑化仙台フェア観客誘致・広報宣伝・行催事等実施計画策定業務委託

(2) 目的

本業務は、「第40回全国都市緑化仙台フェア基本計画（以下、「基本計画」という。）」に基づき、令和5年4月26日から6月18日に開催する「第40回全国都市緑化仙台フェア（以下、「仙台フェア」という。）」における「観客誘致・広報宣伝」、「行催事」、「屋内出展・屋内展示」、「営業参加」、「参加協賛」に関する実施計画を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「第40回全国都市緑化仙台フェア観客誘致・広報宣伝・行催事等実施計画策定業務委託 仕様書」及び別紙2「業務説明資料」のとおり

(4) 履行期間

契約を締結した日から令和4年3月31日まで

(5) 業務委託料上限額

19,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

3. スケジュール

令和3年	9月22日（水）	公告（募集要項等ホームページへの掲載）
	9月22日（水）	質問の受付開始
	10月4日（月）	質問書提出期限
	10月6日（水）まで	質問への回答
	10月8日（金）	参加表明書等提出期限
	10月13日（水）まで	参加資格審査結果通知
	10月20日（水）	提案書等提出期限
	10月27日（水）予定	ヒアリング及び審査委員会実施
	10月29日（金）予定	審査結果通知，契約締結，業務開始

4. 提案の手続き等に関する事項

(1) 参加資格

本業務は、任意に結成された2者以上の共同企業体による実施方式とし、次に掲げる事項

を満たしていることを要件とする。

なお、共同企業体の構成員が別の共同企業体の構成員となることはできない。

また、本要項4（2）参加表明書等の提出以降は、共同企業体の構成員の変更は原則として認めない。

【共同企業体のすべての構成員が満たすべき要件】

- ① 本プロポーザル実施年度において、「仙台市競争入札参加資格者名簿」に「物品」で登録されていること。
- ② 仙台市における「有資格者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）」第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立中、又は更生手続中でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立中、又は破産手続中でないこと。

【共同企業体の構成員のうち1者以上が満たすべき要件1】

- 仙台市内に本店を有し、且つ仙台市内において屋外の公共空間を利用した各種イベント等業務の実績があること。ただし、公告日前日までに完了した業務に限る。

【共同企業体の構成員のうち1者以上が満たすべき要件2】

- 仙台市内に本店、支店、営業所等を有し、且つ来場者数概ね30万人以上の各種イベントにおける観客誘致・広報宣伝業務又は行催事業務の実績があること。ただし、公告日前日までに完了した業務に限る。

（2） 参加表明書等の提出

参加を表明する者は、以下のとおり「参加表明書」及びその他の必要書類（以下、「参加表明書等」という。）を提出すること。

① 提出期限

令和3年10月8日（金）消印有効

② 提出方法

郵送による提出とし、封筒に「参加表明書在中」の旨を記載し、簡易書留など配達記録がわかる方法により提出すること。郵送する際は、電話により参加表明書等を提出する旨連絡すること。

③ 提出書類

- | | |
|----------------------|----|
| （ア）参加表明書（様式第1号） | 1部 |
| （イ）共同企業体結成提出書（様式第2号） | 1部 |
| （ウ）企業概要書（様式第3号） | 1部 |
| （エ）業務実績を証する契約書等の写し | 1部 |

④ 留意事項

様式については、参加表明書等提出時点において記載すること。

⑤ 参加資格の確認

発注者において、提出されたすべての参加表明書等について、参加資格等を満たしているかを審査する。

⑥ 参加資格の決定及び通知

参加表明書等を提出したすべての者に対して、参加資格の審査結果を令和3年10月13日（水）までに電子メールで通知する。

(3) 業務説明会

本業務の公募型プロポーザルに伴う説明会は実施しない。

(4) 質問及び回答

① 質問方法

質問項目等を質問票（様式第4号）に記載して、電子メールにて提出すること。その際は、電話により質問票を提出する旨連絡すること。

② 質問期間

令和3年9月22日（水）から令和3年10月4日（月）までの9時から17時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

③ 回答方法

令和3年10月6日（水）までに電子メールにより回答するとともに、仙台市ホームページに掲載する。

(5) 提案書等の提出

参加資格審査結果通知により参加資格を有するとされた者は、以下のとおり「提案書」及びその他の必要書類（以下、「提案書等」という。）を提出すること。

① 提出期限

令和3年10月20日（水）消印有効

② 提出方法

郵送による提出とし、封筒に「提案書等在中」の旨を記載し、簡易書留など配達記録がわかる方法により提出すること。郵送する際は、電話により提案書等を提出する旨連絡すること。

③ 提出書類

次のア～キを順に一冊にまとめて、原本1部、写し5部を提出すること。

(ア) 提案書表紙（様式第5号）

(イ) 業務実施体制書（様式第6号）

再委託先がある場合は、再委託する理由、業務分担を含め、併せて記載すること。

(ウ) 管理責任者経歴書（様式第7号）

(エ) 担当者経歴書（様式第8号）

管理責任者以外の配置を予定しているもの全員分について提出すること。

(オ) 業務工程表（任意様式）

(カ) 提案書（任意様式）

仙台フェアを開催するにあたり、提案を求める具体的内容は下記のとおりとし、A4版片面15枚を上限として作成すること。なお、別途補足資料を添付する場合、サイズは問わないが提案書も含めて片面15枚以内とすること。

A) 観客誘致・広報宣伝実施計画策定における展開方針及び具体的な手法

B) 行催事実施計画策定における展開方針及び具体的な手法

C) 屋内出展・屋内展示実施計画策定における展開方針及び具体的な手法

D) 営業参加実施計画策定における展開方針及び具体的な手法

E) 参加協賛実施計画策定における展開方針及び具体的な手法

(キ) 見積書（任意様式）

様式は任意とするが、業務内容に対応するよう内訳がわかるものとする。

注) 見積書の金額は、税込みで業務委託料上限額に定める金額以内とすること。この金額を超えて見積書を提出した者は失格とする。

(6) プロポーザル参加者がいなかった場合の措置

プロポーザル参加者がいなかった場合には再度公告し、参加表明書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

5. 提案の審査及び契約の方法

(1) 審査方法

審査及び受託候補者の特定は、「第40回全国都市緑化仙台フェア観客誘致・広報宣伝・行催事等実施計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において行うものとする。なお、審査及びヒアリングは非公開とする。

① 審査に伴うヒアリングの実施

(ア) 令和3年10月27日（水）を予定しており、詳細については別途プロポーザル参加者に通知する。なお、ヒアリングの順番は、提案書等の受付順とする。

(イ) 出席者は3名以内とし、本業務の配置予定管理責任者は必ず出席するものとする。

(ウ) ヒアリングは1グループ約35分（説明20分、質疑15分程度）を予定し、順次個別に行う。

(エ) 説明は提出された提案書等の書類をもとに行うものとし、提案書等以外の資料提示や配布は認めない。

(オ) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、審査委員会委員長がやむを得ないと認める場合、オンラインによるヒアリングとする。なお、その際の詳細は別途プロポーザル参加者に通知する。

(カ) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、本件プロポーザルは無効とする。ただし、悪天候、社会情勢の変化、出席予定者の事故等、審査委員会委員長がやむを

得ないと認める理由により欠席した場合はこの限りではない。

② 審査項目・基準及び配点

別紙3「審査項目・基準及び配点」のとおり

③ 受託候補者の特定

(ア) 審査委員は、それぞれの提案書の内容について、6段階評価にて別紙3に基づき採点を行う（別紙3「1 実施体制 (2) 地元事業者の参画」を除く）。

(イ) 前項の採点終了後、採点の取りまとめを行う。

(ウ) 前項の採点取りまとめ結果により、各審査委員の合計点が最も高いプロポーザル参加者（以下、「最高得点者」という。）を受託候補者として特定する。

(エ) 最高得点者がやむを得ない理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。

(オ) ウ、エのいずれの場合においても、評価点が6割に満たない者は、原則として受託候補者として特定しない。ただし、審査委員の審議により、採択にあたっての条件を付したうえで、受託候補者とすることができるものとする。

(カ) 採点された評価の集計点が同点の場合の選定について

A) 各審査委員の評価で1位が多い者を優先する。

B) A) が同数の場合は、審査委員会委員長が高い評価をしたものを優先する。

(キ) 評価及び評価係数

評価	評価係数（6段階評価）
優れている	配点×1.0
やや優れている	配点×0.8
普通	配点×0.6
やや劣る	配点×0.4
劣る	配点×0.2
提案書等に記載がない	配点×0.0

(ク) 審査結果については、全プロポーザル参加者に対して郵送により書面で通知する。

なお、非特定の理由について、通知日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面（様式は任意）での説明の求めがあった場合は、書面を受理した日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に書面により回答する。

(2) プロポーザル参加者が1者であった場合の措置

プロポーザル参加者が1者であっても、ヒアリングを行うものとする。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて公表する。

(4) 契約方法

- ① 契約については、受託候補者と協議のうえ、第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会事務局規程細則に定める随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点の者と協議を行うものとする。
- ② 本業務の契約は、発注者の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間もしくは業務委託料の変更が必要となった場合に限り、変更できるものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、業務の継続が著しく困難となった場合等に伴う履行期間もしくは業務委託料の変更については、受託者と協議のうえ、変更できるものとする。

6. 提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

契約締結までの手続き期間中に仙台市より指名停止措置を受けた場合には、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。なお、特定された受託候補者が、参加資格を失った場合には、次点の者と手続きを行う。

- ① 提案書等の消印が提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平を害する行為があった場合
- ④ 本要項2（5）に示す業務委託料上限額を超える見積を積算した場合
- ⑤ 本要項4（1）に示す参加資格を欠くことになった場合

7. 著作権について

契約業務に伴って、発注者が取得した資料、図、イラスト、報告書などの成果物に係る著作権は、その引き渡し時に、発注者に無償で譲渡するものとする。

また、写真、イラスト等の著作物については、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作権者人格権を主張しないものとする。

写真、イラスト、地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認や加工の可否について書面等で確認を行うこと。

8. その他

(1) 提出書類等の取扱い

- ① 提出された書類等は、返却せず、発注者の責任において処分する。
- ② 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ③ 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出された書類等は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類一式を一旦持ち帰り、改変された書類を含め、提出書類一式を改めて提出すること。

⑤ 提出期限を過ぎた後は、差替え及び再提出は不可とする。

(2) 応募の辞退

参加表明書の提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。ただし、提案書等を提出したのち、提案書等の提出期限日後は原則として辞退を認めない。

(3) 費用負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

(4) 配置予定者の変更

様式第7号、第8号に記載した配置予定者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(5) 問合せ

審査結果等についての電話等での問合せには応じない。

(6) その他

本要項に定めのない事項については、発注者の指示によるものとする。

9. 担当部署

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目6番11号 日本生命仙台勾当台ビル2階
第40回全国都市緑化仙台フェア実行委員会事務局
仙台市建設局百年の杜推進部全国都市緑化フェア推進室内

電話番号 022-214-8727（直通）

FAX 022-214-8714

電子メールアドレス ken010225@city.sendai.jp